

個人6

受 令和 8 年 6 月 2 日
付 (午前) ・ 午後 9 時 00 分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 8 年 6 月 2 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 勝股修二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

| | |
|---|--|
| | 1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答 |
| ○ | 1 回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答 |

↑ 選択する方法に○を付す。



| | |
|------------------------|--|
| 質問事項 No. <u>1-1</u> | 南海トラフ巨大地震に向けた備えについて |
| 要 旨 | <p>近年、全国各地で大規模な自然災害が相次ぐ中、本市においても想定される災害への備えは、市民の命と暮らし、そして「尊厳」を守る自治体経営において、最重要課題となっている。尾張旭市地域防災計画（以下「本市防災計画」）において、本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、(1)東海・東南海地震連動地震、(2)東海・東南海・南海地震三連動地震、(3)南海トラフ地震、(4)猿投－高浜断層帯地震（内陸型地震）とされているが、これらのうち、南海トラフ地震は、その発生確率や被害規模から、本市としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものとされている。南海トラフ巨大地震の「防災対策推進地域」には、29都府県の700を超える市町村が指定されており、その対象エリアの総人口は約6,000万人から7,000万人規模と、全人口の約半数に上るとされている。その広域性と規模の大きさから、これまでの経験からは計り知れない状況が起こることも考えられる。そこで、本市に迫り来る可能性のある大震災に対して、ハード・ソフト両面から真に市民の命と尊厳を守り抜くことができるのか、その備えの現状と、今後の課題と具体的な対応策について、以下の項目に沿って伺う。</p> <p>(1) 災害時にも「尊厳」を守ることについて</p> <p>本市防災計画の目的は、「市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護すること」となっている。近年の災害において、被災者の尊厳が損なわれる状況が多数発生したことにより、防災条例などの目的に「尊厳」を加える、戸田市や熊本市のような自治体も出てきた。本市でも本市防災計画の目的に「尊厳」を追加できないか伺う。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

| | |
|-----------------|--|
| 質問事項 No. 1-2 | 南海トラフ巨大地震に向けた備えについて |
| 要 旨 | <p>(2) 停電時の対応について</p> <p>南海トラフ巨大地震は海溝型（プレート境界型）地震の特性上、沿岸部における甚大な被害が予測される。特に東海地方の臨海部には、火力発電所や製油所、燃料を搬入する港湾などのエネルギー拠点が一極集中的に立地している。全人口の約半数が被災すると想定される大規模災害においては、これら拠点の被災に伴う広域的かつ長期的な電力の喪失が、市民生活や都市機能に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。そこで、本市における電源喪失時を想定した、行政機能維持のための備えと対応について伺う。</p> <p>ア 数日間において</p> <p>イ 計画停電時において</p> <p>ウ 長期停電時（1週間程度）において</p> <p>(3) 停電時の上下水道について</p> <p>本市防災計画 186 から 187 ページに水道施設と終末処理場施設において、「商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。」とあるが、上下水道において、長期にわたる電源の喪失がどのような影響を及ぼすか伺う。</p> <p>(4) 指定福祉避難所と個別避難計画について</p> <p>本市防災計画、33 ページの（3）指定福祉避難所の指定、エに「市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める」とある。現状においての要配慮者と指定福祉避難所のマッチング状況を伺う。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

| | |
|-----------------|---|
| 質問事項 No. 2-1 | 町内会等の負担軽減と運営活性化に向けた支援について |
| 要 旨 | <p>令和4年度に行った市民アンケートにおいて、「尾張旭市で家族が暮らし始めた時期について」という設問の結果によると、昭和44年以前からずっと本市に住んでいる方は約24%であり、約75%の方が市制施行後に転入されている。旧来からのコミュニティは少なくなり、事業をしっかりと運営できる地縁組織は、一部地域にとどまっている印象である。地縁団体である、町内会の加入率は令和7年6月1日現在で53.1%となり、右肩下がりの状況であるが、その運営状況においても、毎年役員構成が変わる町内会などでは、運営においての課題が多く、どのような事業を行うかなどに頭を悩ませていると聞き及んでいる。そこで、国が自治体に事業の推奨メニューを示しているように、本市として町内会などに対して示す、事業の推奨メニュー等について伺う。</p> <p>(1) 町内会事業に対する推奨メニュー等について</p> <p>1年ごとに役員が入れ替わる町内会では、実施する事業の立案、調査、検討、実施などの事業プロセスを回すことは負担が大きい。そこで、本市として町内会で行う事業実施上の課題をまとめた上での推奨メニューのようなものがあるのか伺う。</p> <p>(2) 防災用備蓄品の配布について</p> <p>防災用備蓄品は、必要であることは分かっているが、その不確実性と採算性から、手間と費用を掛けて購入に至ることはなかなか難しい。そこで、地域を防災倉庫化する観点から、予算に余裕のある町内会においては、防災用備蓄品を配布するよう推奨できないか伺う。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

| | |
|-----------------|---|
| 質問事項 No. 2-2 | 町内会等の負担軽減と運営活性化に向けた支援について |
| 要 旨 | <p>(3) 町内の防災に資する資源の把握について</p> <p>大規模災害時における長期間の停電リスクに対し、最近では1500W給電できる車両が一般にも普及してきた。そこで、有事の際に給電車両を貸していただけるような方がいないか、町内会で把握しておくことも命を救う一助となる可能性がある。しかし、借り受ける際の法的リスクや費用など難しい課題もはらんでいる。その他の資源把握も含めて、本市としてこれらの課題を整理して、推奨できないか伺う。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置について</p> <p>町内会の防犯カメラの設置については、「尾張旭市公共的団体による防犯カメラ設置事業補助金」により推奨される一方、「尾張旭市公共的団体による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」により、抑止的な運用ルールが示されている。町内会が設置するに当たっては、場所や電気料金の負担、撮影地域の同意など、多くの解決すべき課題があり、役員負担が大きい。そこで、防犯灯と一体型の防犯カメラの紹介や、法的論点を整理した書式の提示など、防犯カメラの設置を負担なく行うことができるよう、推奨できないか伺う。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。